

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第 21 回）
議事概要

1 日 時 平成 24 年 8 月 30 日（木） 15：45～16：40

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所、統計委員会担当室）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議題

- (1) 公的部門格付け
- (2) 平成 23 年表における消費税の取扱いについて

5 議事概要

(1) 公的部門格付け

公的部門格付けに関して、事務局から、資料 1 に基づき、9 月 5 日（水）に開催予定の第 9 回産業連関技術会議に提出する基本要綱第 1 部別表 5（案）について説明が行われた。本案については前回 WG において提示した案から特に変更なく了承された。また、前回の技術会議における指摘事項への対応方針についても了承された。

主な意見等は、次のとおり。

- SNA と IO の間で、いくつかの格付けの相違は残るものの、今回の結果は、それぞれが共通の基準で初めて検討を行い、格付けの異なる部分についても可能な限り歩み寄った結果として了承しているのではないかと。
- 特別会計の財務書類については、閣議決定に基づき、企業会計の慣行を参考にした財務書類が作成されており、次回の公的部門の格付け作業では、このような財務書類を統一的に活用して格付けを行うことを検討すべきである。

(2) 平成 23 年表における消費税の取扱いについて～「経済センサス-活動調査」個票データの消費税加算処理方法③～

i) 第 9 回産業連関技術会議提出資料（案）について

9 月 5 日（水）に開催される第 9 回産業連関技術会議への提出資料（案）について、事務局から、資料 2-2 に基づき、説明が行われた。本資料は、8 月 23 日（木）に各府省に対して事前送付し、厚生労働省及び経済産業省の意見を踏まえて、一部修正が行われたことが説明された。各府省庁は、資料の内容について特段の意見等があれば、8 月 31 日（金）までに、事務局へ連絡することとなった。

ii) 調査項目、調査品目コード毎の具体的な加算処理方法（案）について

経済センサス-活動調査の調査票の調査項目、調査品目コード毎の具体的な加算処理方法（案）について、事務局から、資料2-3に基づき、説明が行われた。不加算及び一部不加算の判断に当たっては、①消費税制上、「非課税取引」又は「不課税取引」に該当するものを取り上げたこと、②課税・非課税（不課税）が混在するものは、按分するための参考データがない場合、一律、50%加算、50%不加算としたこと、③組替集計の対象か否か、実際にCT推計に活用するか否かを問わず、全ての調査項目及び調査品目コードについて判断を行うことが説明された。

本件について、意見等がある場合は、9月6日（木）までに事務局へ連絡することとなった。また、別表に掲載された調査品目のうち、推計担当部門に係るものについて、①そもそも輸出されない品目、②直接輸出されない品目に関する情報があれば、9月14日（金）までに事務局へ提供することが依頼された。

主な意見等は、次のとおり。

- 直接輸出があるのは財のみであり、サービスの直接輸出は考えられない。また、農産物についても、直接輸出はあまり考えられないと思う。
- 製造業については、工業統計で把握している範囲で情報提供することは可能かもしれないが、それ以外の財については、品目別となると、あまり参考になる情報はなく、むしろ、貿易統計などを参考にするしかないのではないかと。
- 今回の情報提供の趣旨は、仮に、経済センサス-活動調査の「直接輸出割合」を活用することとした場合、そもそも輸出のない品目や直接輸出のない品目を事前に把握して、これらの品目には直接輸出割合を掛けないようにすることができないか、という考えによるものである。参考となる情報があまり多くはないということは理解したが、事務局においても引き続き様々なデータを探してみるの、まずは可能な範囲で情報提供をお願いしたい。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第22回）
議事概要

1 日 時 平成24年9月13日（木）15：15～16：15

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所、統計委員会担当室）、金融庁、総務省（統計局）、
財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）平成23年表における消費税の取扱いについて

5 議事概要

（1）平成23年表における消費税の取扱いについて

i）第9回産業連関技術会議における議論の論点整理

9月5日（水）に開催された第9回産業連関技術会議における、経済センサス-活動調査の
個票データの消費税相当額加算処理方法についての議論について、資料1-2に基づき、事務局
による論点整理案が説明された。

輸出取引等の免税売上（収入）金額の取扱いについては、①ある程度の仮定は置かざるを得
ないものの、経済センサス-活動調査から得られたデータにより、可能な限り実態経済に即し
た消費税額の推計を行うことを重視する場合は、直接輸出を考慮（事務局案）した方法を選択
すべきである一方、②C Tが過大推計となる可能性はあるものの、一物一価の価格評価の考え
方により、C T及び投入係数の安定性を重視する場合は、直接輸出を考慮しない方法を選択す
べきとの考え方が示された。

主な意見等は、次のとおり。

- 直接輸出を考慮する方法のデメリットとしては、資料に掲げられたもののほかに、①経済
センサス-活動調査の「直接輸出割合」は、品目別ではなく売上高に対する割合となっている
こと、②「消費税込み」で記入された調査票でも、直接輸出割合は消費税抜きで記入されて
いる可能性があることなどがある。
- 経済センサス-活動調査のデータに様々な疑問があるとすると、経済センサス-活動調査の
個票データに消費税を加算するという作業自体に意味があるのかと考えてしまう。今回は、
産業連関表をグロス表示で作成するとの方針が決まっているので、加算処理を行うことは必
要と思うが、データに疑問があるのであれば機械的に加算する方法もあり得るのではないか
と考える。今後、「経済センサス-活動調査」において税抜きで回答してきた調査票が圧倒的
に多い場合、産業連関表でどのように対応するか検討すべきである。

なお、技術会議では、「調整項に含まれる還付分の消費税を適切に表章すべき」との意見
があったが、消費税における還付手続きは輸出取引だけに限ったものではなく、あらゆる取
引であり得る（売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引いた結果、納税額がマ
イナスとなった場合に還付申告が行われるため）。このため、（グロス表示の）産業連関表に
おいて表章することは困難ではないか。

○ 確かに、経済センサス-活動調査の「直接輸出割合」というデータには様々な疑問点があるかもしれないが、23年表にも適用されるグロス方式は、特に分析の用に供するために、実態経済を可能な限り、ありのままに表章するものであると理解しており、その意味では、経済センサス-活動調査から得られる「直接輸出割合」も含めて、今回入手できるデータを最大限活用して、推計を行うべきではないかと考えている。

ii) 調査項目、調査品目コード毎の具体的な加算処理方法（案）に対する意見等

前回WGにおいて事務局が提示した調査項目、調査品目コード毎の具体的な加算処理方法(案)に対する意見について、厚生労働省及び農林水産省から、資料1-3に基づき説明が行われた。

また、サービスの輸出に係る加算処理の整理案について、事務局から、資料1-4に基づき説明が行われた。

主な意見等は、次のとおり。

○ 製造業では、売上原価に人件費が含まれるのか。

→ 製造業における製造原価には、原材料費のほかに、製造に携わる作業員の人件費が含まれる。これは、原材料費だけでなく、製造に携わる作業員の人件費についても、売上に応じて変わるものという実態があるためと考える。

→ 以前、公認会計士の方から聞いた情報では、サービス業の中にも売上原価に人件費が含まれるケースがあり、必ずしも販管費だけに含まれるわけでもないとのことであった。経理上の扱いは企業によって異なるものと思われるので、今回の加算処理では、ある程度機械的に行うこととすることも、やむを得ないのではないかと考える。

○ サービスの輸出に係る加算処理の方向性の案では、②課税取引となるサービスのうち、非居住者に対する提供が、国内における消費と同様のものと、③そもそも輸出対象とはならないものを二つに分けているが、②及び③は、サービスの提供場所が国内しか考えられないものとして同様に考えればよいと思われる。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第23回）
議事概要

1 日 時 平成24年9月27日（木）14：50～15：30

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所、統計委員会担当室）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）平成23年表における消費税の取扱いについて

5 議事概要

（1）平成23年表における消費税の取扱いについて

「経済センサス-活動調査」個票データの消費税相当額加算処理方法の詳細（案）について、事務局から、資料1に基づき、説明が行われた。

今回提示された案は、8月30日の第21回WGで提示された調査項目、調査品目コード毎の具体的な加算処理方法案への各府省庁からの意見等を反映するとともに、これまでの本WG及び第9回産業連関技術会議における議論を踏まえて、事務局において整理した方向性を示すものであり、10月30日に開催予定の第10回産業連関技術会議へ提出資料の一構成要素に組み込むことを念頭に作成したものである。

なお、輸出取引等の免税売上（収入）金額の推計における「直接輸出割合」の取扱いについては、平成23年表が、これまで同様、「グロス表」として作成されることを考慮し、経済センサス-活動調査から得られる「直接輸出割合」も含めて同センサスのデータを最大限活用して推計すべきとの考え方に基づき、「直接輸出割合」を考慮した推計方法を選択することが提案された。

本日の提案内容について、質問・修正意見等がある場合には、10月4日（木）までに事務局に連絡することとなった。

これに対する質疑等は特になし。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第24回）
議事概要

1 日 時 平成24年10月11日（木）17：30～17：50

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

(1) 平成23年表における消費税の取扱いについて

5 議事概要

(1) 平成23年表における消費税の取扱いについて

10月30日（火）に開催予定の第10回産業連関技術会議に提出する「経済センサス-活動調査」個票データの消費税相当額加算処理方法に関する資料案について、事務局から、資料1に基づき、説明が行われた。

今回提示された案は、前回WGにおいて事務局が提示した資料をベースに、寄せられた意見や事務局における修正等を反映したものであり、具体的には、調査項目毎の加算処理方法のうち、(2)費用総額、(3)売上原価、(7)減価償却費について変更が加えられたほか（別表1）、直接輸出割合の取扱いについての最終案に修正が加えられたこと（席上配布資料①）などが説明された。

本日の提案内容について、質問・修正意見等がある場合には、10月18日（木）までに事務局に連絡することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- 売上原価に係る消費税相当額の推計方法で、売上原価に含まれる不加算費用として「給与総額」、「福利厚生費」、「租税公課」、「支払利息等」を除くこととしているが、「租税公課」、「支払利息等」については、本当に売上原価に含まれるものとしてよいのか、確認する必要があるのではないかと。
- 御指摘の件については、事務局でも疑問を感じていたが、確かな情報が得られなかったため、現行案のままとしているものであり、売上原価にこれらの費用が含まれるか否かについて情報があれば提供していただきたい。
- 製造業に関しては、「租税公課」は売上原価に含まれていると思われるが、「支払利息等」については定かではない。

以上